

平成 21 年度 第 3 回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

1 日 時 : 平成 22 年 3 月 18 日 (木) 14:00~16:00

2 場 所 : 全国町村会館 2 階 ホール B

3 出席者

委 員 : 平野委員長、碓氷委員、芳賀委員、竹井委員、有賀委員、次郎丸委員、
万木課長 (和田委員代理)、落合副部長 (長澤委員代理)、石井委員

オブザーバー : 高木建築指導課長補佐

消 防 庁 : 株丹次長、濱田予防課長、渡辺設備専門官、竹村国際規格対策官、
三浦違反処理対策官、加藤規格・国際規格係長、塩谷設備係長、
村井企画調整係長、中嶋事務官、浅海事務官、長田事務官、西田事務官、
中川事務官、永瀬事務官、篠木事務官

欠 席 : 小出副委員長、辻本委員、寺本委員、関沢委員、須川委員、菅原委員、
眞保委員、大甕委員、満野委員、湯川委員、澤井委員

4 配付資料

検討会次第

○資料 3-1 平成 21 年度第 2 回予防行政のあり方に関する検討会議事要旨

○資料 3-2 老朽化消火器の破裂事故を踏まえた調査・検討について

○資料 3-3 杉並区高円寺南雑居ビル火災の概要 (東京消防庁)

○資料 3-4 緊急一斉立入検査の結果 (速報値) について (東京消防庁)

○資料 3-5 杉並区高円寺雑居ビル火災に係る各方面からの指摘事項等 (メモ)

○資料 3-6 大規模複雑化した防火対象物の防火安全対策に係る主な検討課題 (案)

○資料 3-7 火災予防行政のあり方に関する総合的な検討

●参考 3-1 消火器の現状等に関する調査資料

●参考 3-2 杉並区高円寺雑居ビル火災関係新聞記事 (抜粋)

●参考 3-3 防火対象物の大規模・複雑化等に伴う防火安全体制の向上に関する調査結果 (抜粋)

●参考 3-4 自衛消防力の確保に係る消防法改正に伴う実態調査結果

●参考 3-5 防火安全教育・指導のための住宅用火災警報器の配備

●参考 3-6 社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について

●参考冊子 平成 20 年大阪市浪速区 個室ビデオ店火災関連資料集

5 会議

(1)新委員の紹介

事務局より、菅原委員の紹介がなされた。

(2)前回議事要旨の確認

前回議事要旨について、資料3-1に基づき事務局より説明が行われ、了承された。

(3)議事

① 老朽化消火器の破裂事故を踏まえた対応について

資料3-1及び参考3-1に基づき、事務局より説明が行われた。

<質疑応答>

○ 今後の課題としては、何らかの基準・規格等の策定ということになるのか？

→(事務局) 基準や規格等の策定の方向で検討するが、加えて消火器の売買や廃棄等に関連する団体との調整・連携や国民への周知徹底も図っていく。

○ リサイクルという面と、消火器の安全な使用という面があると思うが、両方合わせて基準や規格を整備するということになるのか？

→(事務局) 基準や規格には住み分けがあるが、調整を行い連携して実施していく。

○ 消火器のユーザー側が自ら交換や点検の必要性及び時期を把握でき、なおかつ点検や交換を行う際の連絡先や相談先がわかるよう、消火器に明示していく必要がある。メーカー側にも十分に周知を図っていただきたい。

また、国外の製品についても、国内品と同様の安全性が保たれるよう、国外製品の輸入業者や取扱業者に対し周知を図っていく必要がある。

② 杉並区高円寺雑居ビル火災等について

資料3-3及び資料3-4について有賀委員から、資料3-5及び参考3-2について事務局より説明が行われた。

<質疑応答>

○ 現在、火災原因の調査中ではあるが、防火安全対策においては早急に検討しなければならないこと、時間をかけて十分に検討しなければならないことがあると考えられる。平成13年の新宿歌舞伎町雑居ビル火災の際に講じた対策の基本的な効果の検証や、火気設備の取扱いに係る出火防止対策については、早急に検討する必要がある。

一方で、頻繁にテナントが入替わる雑居ビルにおいて効果的な防火管理制度等については、じっくり検討していく必要がある。

○ ダクトに付着した油脂分に着火して燃え上がったということであるが、一般的には起こりにくい現象であり、ダクト周りの火災にはいろいろな可能性があるため、しっかりと調査・検証を行う必要がある。

→(事務局) 今後の対策を検討する上ではマスコミの指摘事項も含めさまざまな内容があり、具体的な検証については捜査との関係もあるが、東京消防庁と調整しながら対応してまいりたい。

③ 大規模防火対象物の防火安全対策のあり方に関する検討部会の検討状況について

資料3-6、参考3-3及び参考3-4に基づき、事務局より説明が行われた。

<質疑応答>

- 外国の状況についても調査する必要がある。
→(事務局) 現在調査に着手しているところであり、ご指摘踏まえ検討を進めたい。

④ 火災予防行政のあり方に関する総合的な検討会について

資料3-7に基づき、事務局より説明が行われた。

<質疑応答>

- 「火災予防規制の合理化」は「効率化」ではないか。現在の規制が合理的でないように受け取られるおそれがある。
→(事務局)「合理化」という文言については、目的達成のために必要最小限のコストで最大限の効果を挙げるという意味で用いており、ご指摘の「効率化」と同じ意味で用いているものであるので、誤解のないように対応していきたい。
- 火災発生後の対策だけではなく、出火防止対策についてより重点的に取り組むことが必要。
- 火災以外にも救急救助等の消防機関の対応があり、特に大規模な建築物では防災センターの位置や救急隊のストレッチャーのアクセスルートの課題があるので、消防活動面全体から見て効率的になるような対策について検討して欲しい。
- 部会は建築防火に関する有識者が中心となっているが、出火メカニズムや避難に係る人間行動などきめ細かい面にも配慮して検討を進めて欲しい。

→ 基本問題部会を設置し、様々な法制度上の課題について総合的な検討を行うことについて了承された。

(5)その他

参考3-4、3-5及び3-6について事務局より説明が行われた。

(以上)